厚岸町長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長の交際費支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する事項)

- 第2条 町長交際費(以下「交際費」という。)は、次に掲げる事項について公表するものとする。
  - (1) 支出年月日
  - (2) 支出区分(厚岸町長交際費支出基準(平成24年厚岸町訓令第29号)による。)
  - (3) 支出金額
  - (4) 支出行事名称等

(公表の時期)

第3条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日(15日が厚岸町の休日を定める条例(平成3年厚岸町条例第28号)に規定する休日である場合はその翌日)まで行うものとする。

(公表の方法)

第4条 交際費の公表の方法は、その内容を別記様式により町のホームページに掲載する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

交際費執行状況(月分)

支出年月日	支出区分	支出金額(円)	支出行事名称等	

## 累計 ( 年 月分)

支出区分	区分	件数 (件)	金額 (円)	備考
御祝	当月分			
	累計			
見舞い	当月分			
	累計			
弔意(香典、供物、生花等)	当月分			
	累計			
会費	当月分			
	累計			
寸志	当月分			
	累計			
協賛金	当月分			
	累計			
接遇費	当月分			
	累計			
その他	当月分			
	累計			
合計	当月分			
	累計			

## 累計 ( 年度)

支出区分	累計額 (円)	件数(件)
御祝		
見舞い		
弔意(香典、供物、生花等)		
会費		
寸志		
協賛金		
接遇費		
合計		